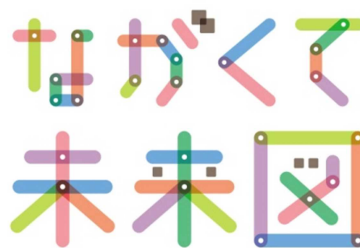


# 第6次長久手市総合計画（ながくて未来図） 基本計画素案



2018（平成30）年9月  
長久手市



## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第4章 基本計画                            | 1  |
| 1 計画策定の趣旨                           | 1  |
| 2 体系図                               | 1  |
| 3 重点施策                              | 2  |
| 重点施策の柱Ⅰ 一人ひとりに生きがいがあり、元気で活躍できるまちづくり | 2  |
| 重点施策の柱Ⅱ 多様な人がつながり、支え合うまちづくり         | 3  |
| 重点施策の柱Ⅲ 緑あふれる潤いのあるまちづくり             | 4  |
| 4 各政策を実現するための施策 ページの見方              | 4  |
| 5 各政策を実現するための施策                     | 6  |
| 基本目標1 「やってみたい」でつながるまち               | 6  |
| 基本目標2 子どもが元気に育つまち                   | 10 |
| 基本目標3 みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝物            | 15 |
| 基本目標4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち            | 18 |
| 基本目標5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪        | 23 |
| 基本目標6 あえて歩いてみたくなるまち                 | 26 |
| 基本目標7 市民から信頼される市政の運営                | 29 |
| 第5章 「ながくて未来図」の推進                    | 31 |
| 1 「市民主体のまちづくり」の実現に向けて               | 31 |
| (1) 市民が「知り合う」きっかけをつくる               | 31 |
| (2) 概ね小学校区単位での「顔の見えるまちづくり」の推進       | 31 |
| (3) 市民に役割を担ってもらう                    | 31 |
| 2 進行管理について                          | 32 |
| (1) 計画体系に沿った進行管理                    | 32 |
| (2) 進行管理方法について                      | 33 |

第4章 基本計画

1 計画策定の趣旨

基本計画とは、基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、施策の基本的な方向性を示したものです。

基本構想では、市の将来像と7つの基本目標を掲げました。基本計画では、市政運営以外の6つの基本目標を実現するために、推進する施策を15の政策に区分し、施策の基本的な方向性を体系的に示します。なお、市政運営では、6つの基本目標の施策を効果的に推進するためのあり方を示しています。また、特に重点的に取り組むものを重点施策として掲げています（P.2～P.4 参照）。

2 体系図

| 基本構想                                |      | 基本計画                                                                                               |                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 将来像                                 | 基本目標 | 取組の方向性                                                                                             |                                                                                                                                                               |
|                                     |      | 政策（すべきこと）                                                                                          | 施策（政策実現のための手段）                                                                                                                                                |
| くそして、物語が生まれるく<br>幸せが実感できる 共生のまち 長久手 | 人づくり | ①地域共生を支える人づくり（P.6-7）<br>②「やってみたい」が実現できる仕組みづくり（P.8-9）                                               | (1) 地域の担い手づくりの推進 (2) 地域における活動の場の整備と活用<br>(3) 市民活動や地域活動に参加しやすい環境の整備<br>(1) 高齢者に役割と居場所があるまちづくり (2) 若者の想いを支える仕組みづくり<br>(3) 誰もが意欲に応じて活躍できる地域づくり                   |
|                                     | 子ども  | ①妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援（P.10-11）<br>②子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり（P.12）<br>③子どもの健やかな成長を支える環境の整備（P.13-14）    | (1) 子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進 (2) 安心して出産できる環境の充実<br>(3) 子育て情報の整理と提供<br>(1) 地域の子育てネットワークづくりの推進 (2) 身近な地域で子育てしやすい環境づくり<br>(1) 子どもが主体的に学ぶ機会の創出 (2) 安心して子どもが過ごせる場の整備  |
|                                     | 自然環境 | ①万博理念を継承した自然との共生（P.15）<br>②農あるくらしの推進（P.16）<br>③地球にやさしい持続可能な社会の構築（P.17）                             | (1) 豊かな自然環境の保全・活用 (2) 自然に愛着を持つ地域づくりの推進<br>(3) まちの緑の創出 (4) 水辺に親しめる環境の整備<br>(1) 農の活性化に向けた支援 (2) 農の多様な担い手の育成<br>(1) くらしの低炭素化の推進 (2) ごみの減量化・資源化                   |
|                                     | 生活   | ①住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり（P.18-19）<br>②地域の課題をみんなで解決（P.20）<br>③いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進（P.21-22） | (1) くらしを支える生活基盤の充実 (2) 地域と一体となった防災力の向上<br>(3) 交通安全・防犯の推進<br>(1) 市民による助け合い・支え合いの地域づくりの推進 (2) 市民が気軽に身近で相談できる場づくり<br>(1) 市民の健康づくり (2) 介護予防の推進<br>(3) 健康づくりの環境の整備 |
|                                     | 交流   | ①まちの資源を活かした市民同士の交流の促進（P.23-24）<br>②観光交流まちづくりの推進（P.25）                                              | (1) 歴史の次世代への継承 (2) 文化芸術による交流<br>(3) スポーツを楽しむ環境の整備<br>(1) 観光交流スタイルの確立 (2) 魅力が広がる情報発信                                                                           |
|                                     | 都市経営 | ①外出しやすい環境の整備（P.26）<br>②暮らして心地よい生活環境の形成（P.27-28）                                                    | (1) 公共交通の利便性の向上 (2) 安心して移動できる道路の整備<br>(1) リニモ沿線の市街地整備 (2) 都市基盤施設の充実<br>(3) 良好な住環境の形成                                                                          |
|                                     | 市政運営 | 市民から信頼される<br>市政の運営                                                                                 | ①効果的かつ効率的な市政運営（P.29）<br>(1) 将来を見据えた財政運営と公共施設の計画的な管理<br>(2) 他自治体との連携や民間事業者の活力導入<br>(3) 行政情報の適切な管理と活用<br>②柔軟な市政に向けた仕組みづくり（P.30）<br>(1) 市民ニーズへの対応                |

### 3 重点施策

重点施策は、市の将来像「幸せが実感できる 共生のまち 長久手」の実現に向けて、市として取り組むべき3つの重点課題に対応するための施策として、3つの柱と14の施策を掲げます。

#### 重点施策の柱Ⅰ

#### 一人ひとりに生きがいがあり、元気で活躍できるまちづくり

##### 重点課題

本市は、現在、平均年齢が若いまちとなっていますが、老年人口の割合は年々増加しており、2035年頃には、本市でも超高齢社会となり、高齢化が一層進みます。それに伴い、社会保障費は増加の一途をたどることが予測されており、増大する社会保障費をいかに抑制するかが重要となります。

##### 重点施策の方向性

このような状況において、必要となるのが、高齢者にいつまでも元気でいてもらうことです。そのためには、地域で役割を持って、活躍できる環境を整えることが必要になります。人は、人から必要とされることで、生きがいを感じることができ、生きがいは元気の源になります。

また、将来高齢者になってからまちづくりに関わるのではなく、若い頃から地域で活動できる機会や仕組みをつくることも必要となります。若い頃からまちづくりに関わる文化が定着することにより、将来にわたってまちの活力を維持することができます。

そして、市民一人ひとりが元気に暮らすことで、将来像で掲げる幸せが実感できる共生のまちに近づきます。以上のことから、「一人ひとりに生きがいがあり、元気で活躍できるまちづくり」に関する以下の施策を重点的に取り組みます。

| 施策名                           | 取組内容                                                                                            |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 地域の担い手づくりの推進 (P.6)        | 地域の課題解決に向けて取り組むまちづくり組織の設置・運営の支援や、地域活動や市民活動を行う人材の育成、ご近所での見守り活動等に取り組む市民の発掘をすることで、地域の担い手を増やしていきます。 |
| (2) 高齢者に役割と居場所があるまちづくり (P.8)  | 様々な経験や知識を持つ高齢者がまちづくりに参画するための人材発掘や、高齢者の能力に応じた就労の機会を確保することで、高齢者の役割と居場所づくりに取り組みます。                 |
| (3) 若者の想いを支える仕組みづくり (P.8)     | 市内4大学及び周辺大学等の学生や地域活動等に積極的な子ども等の想いを持った若者の力を、まちづくりに活かす仕組みづくりや、様々なことにチャレンジできる仕組みづくりに取り組みます。        |
| (4) 誰もが意欲に応じて活躍できる地域づくり (P.8) | 市民が主体となって行う学習の場を提供し、学んだことを教え合うことにより、人と人がつながるきっかけをつくることや、学んだことを活かして地域で活躍できるよう支援します。              |

## 重点施策の柱Ⅱ

### 多様な人がつながり、支え合うまちづくり

#### 重点課題

本市は、当面の間は、子育て世代を中心に転入超過が続き、自然増も合わせ、人口は増加していくため、そうした状況に対応していくことが重要となります。

また、一方で、本市は、この約 50 年で人口が急増し、人の入れ替わりも多いため、地域のつながりが希薄なまちになりかねない状況ですが、今後到来する超高齢・人口減少社会に対応するためには、地域でできることは地域で対応することが重要となります。

#### 重点施策の方向性

こうした状況において、まず必要となることが、比較的若い世代を中心に転入超過が続いているというポテンシャルを活かすために、これまで以上に子どもを産み育てやすい環境を整えることです。

また、これまでのような子ども・高齢者・障がいのある人等の対象ごとの公的支援だけでなく、従来の制度・分野ごとの「縦割り」では救えない人への対応や、複雑化した様々な問題に対応するためにも、概ね小学校区の小さな単位でつながり、地域住民同士で助け合い、支え合うことが必要となります。

そして、多様な人が交わり、地域で共生していくことで、幸せ感が高まり、将来像で掲げる幸せが実感できる共生のまちに近づきます。以上のことから、「多様な人がつながり、支え合うまちづくり」に関する以下の施策を重点的に取り組みます。

| 施策名                                | 取組内容                                                                                                                                            |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 地域における活動の場の整備と活用 (P.6)         | 地域コミュニティを活性化させるため、地域の活動拠点となる地域共生ステーションを整備します。                                                                                                   |
| (2) 子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進 (P.10)   | 障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごせるために、上郷地区において、児童発達支援センター（すぎのこ教室を含む）、保育園、児童館の機能を集積させ、支援体制を強化することや各機関が適切に連携することで、子どもたち一人ひとりに応じた出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を構築します。 |
| (3) 地域の子育てネットワークづくりの推進 (P.12)      | 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を推進し、地域の子育てネットワークを構築します。                                                                                       |
| (4) 安心して子どもが過ごせる場の整備 (P.13)        | 上郷保育園の移転に合わせた定員の増加や、老朽化した長湫東保育園の改築により、安心して子どもが過ごせる場を整備します。                                                                                      |
| (5) くらしを支える生活基盤の充実 (P.18)          | 支援が必要な高齢者や障がいのある人、生活困窮者が、地域で安心して暮らせるようにするため、多様な主体が連携した支援体制や相談体制を構築し、くらしを支える生活基盤の充実に図ります。                                                        |
| (6) 市民による助け合い・支え合いの地域づくりの推進 (P.20) | 地域の課題解決に向けて取り組むまちづくり組織の設置・運営を支援します。また、解決を急ぐ必要のある課題等には、当面の間、地区社協の場で解決できるよう支援します。                                                                 |

## 重点施策の柱Ⅲ

### 緑あふれる潤いのあるまちづくり

#### 重点課題

本市は、西部の整備された市街地と、東部の豊かな自然環境が共存していることが、大きな特徴の一つです。特に、岩作丘陵や大草丘陵、三ヶ峯丘陵、ほとぎの里緑地等に広がる緑あふれる自然環境や、市の東西を流れる香流川は貴重な水辺空間として、市民に親しまれています。しかしながら、近年、農業従事者の高齢化や土砂採取等により、農地や里山等の自然は年々減少し、積極的に保全・活用しなければさらに失われていってしまう状況となっています。

#### 重点施策の方向性

緑には、多様な役割があり、二酸化炭素の吸収や生物多様性保全の場としての役割の他に、人々に安らぎや生活に潤いを与える役割もあり、緑等の自然環境に触れることで幸せを感じる人も多くいます。

そのためにも、今後は、本市の東部の豊かな緑を保全・活用するとともに、西部の市街地に緑を創出し、いつでも、どこでも安らぎを感じられるまちになることが求められます。

以上のことから、将来像で掲げる幸せが実感できるまちに近づけるために、「緑あふれる潤いのあるまちづくり」に関する以下の施策を重点的に取り組みます。

| 施策名                      | 取組内容                                                                                    |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 豊かな自然環境の保全・活用 (P.15) | 岩作丘陵や大草丘陵、三ヶ峯丘陵、ほとぎの里緑地等に広がる自然環境を、都市緑地法等の活用や、市民協働の取組、自然の中で行う様々な遊びや学びの場の創出等により、保全・活用します。 |
| (2) まちの緑の創出 (P.15)       | 公園や街路樹、保育園、小中学校等の公共の敷地内及び民間の敷地（宅地）内の緑化を推進し、まちに緑を創出します。                                  |
| (3) 水辺に親しめる環境の整備 (P.15)  | 市内を流れる香流川において、緑と生物に触れ合える空間を創出し、また調整池においては周辺風景に溶け込むよう緑化を推進し、水辺に親しめる環境を整備します。             |
| (4) 良好な住環境の形成 (P.27)     | 魅力ある長久手らしい景観を形成することや、道路に緑を増やし、木陰等で休憩しながら楽しく歩ける環境づくりに取り組むことで、良好な住環境を形成します。               |

## 4 各政策を実現するための施策 ページの見方

### 基本目標

将来像を実現するための、7つの分野ごとの「2028年の本市が目指すまちの姿」です。

### 政策

基本目標を実現するために「すべきこと」をまとめ、取組の基本的な方向性を示したものです。

## 基本目標1 「やってみたい」でつながるまち

### 政策1 地域共生を支える人づくり

#### (1) 地域の担い手づくりの推進

- 概ね小学校区単位の地域で活動する団体や個人が連携し、その地域の課題解決に向けて取り組むまちづくり組織の設置・運営を支援します。
- 市民主体のまちづくりを推進するため、地域活動や市民活動を支援するほか、人材育成に取り組めます。
- ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に主体的に取り組む市民の発掘に取り組めます。

#### (2) 地域における活動の場の整備と

- 地域コミュニティを活性化させるため、ヨンを整備します。
- 地域の活動拠点となる地域共生ステーションを軸として、高齢者をはじめ多様な世代の人たちが、歩いて行ける身近な場所に、地域の人たちと交流できる場の設置の検討に取り組めます。

#### (3) 市民活動や地域活動に参加しやすい環境の整備

- 市民の地域活動や市民活動への参加を促すため、市民参加の仕組みづくりを行うほか、活動に参加する動機付けとなる特典を市民が得られるよう取り組めます。
- 市民が気軽に市民活動に関わることができるようにするため、まちづくりセンターを活かして、市民活動団体や市民同士のつながりを広げる機会や情報の提供に取り組めます。

### 政策を実現するための施策

政策を実現するために、取り組む内容を示したものです。より具体的な事業については、アクションプランに掲載します。

#### 【関連する個別計画】地域協働計画、地域福祉計画

### 成果指標

| 指標名                                  | 現状値   | 目標値 |
|--------------------------------------|-------|-----|
| 過去3年間に地域活動に参加した市民の割合                 | 53.6% | 70% |
| 地域で住民同士の交流が活発に行われていると思っている市民の割合      | 17.0% | 50% |
| 地域活動やボランティア活動、NPO活動に参加したいと思っている市民の割合 | 37.6% | 70% |

### 関連する個別計画

この「政策」に関連する他の個別計画を記載しています。

### 成果指標

「政策」で目指す目標に近づいているかを図る実績数値による定量的な指標です。

## 5 各政策を実現するための施策

---

### 基本目標 1 「やってみたい」でつながるまち

#### 政策 1 地域共生を支える人づくり

---

##### (1) 地域の担い手づくりの推進

- 概ね小学校区単位の地域で活動する団体や個人が連携し、その地域の課題解決に向けて取り組むまちづくり組織の設置・運営を支援します。
- 市民主体のまちづくりを推進するため、地域活動や市民活動を支援するほか、人材育成に取り組めます。
- ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に主体的に取り組む市民の発掘に取り組めます。

##### (2) 地域における活動の場の整備と活用

- 地域コミュニティを活性化させるため、地域の活動拠点となる地域共生ステーションを整備します。
- 地域の活動拠点となる地域共生ステーションを軸として、高齢者をはじめ多様な世代の人たちが、歩いて行ける身近な場所に、地域の人たちと交流できる場の設置の検討に取り組めます。

##### (3) 市民活動や地域活動に参加しやすい環境の整備

- 市民の地域活動や市民活動への参加を促すため、市民参加の仕組みづくりを行うほか、活動に参加する動機付けとなる特典を市民が得られるよう取り組めます。
- 市民が気軽に市民活動に関わることができるようにするため、まちづくりセンターを活かして、市民活動団体や市民同士のつながりを広げる機会や情報の提供に取り組めます。

【関連する個別計画】地域協働計画、地域福祉計画

## ■成果指標

| 指標名                                      | 現状値                    | 目標値            |
|------------------------------------------|------------------------|----------------|
| 過去３年間に地域活動に参加した市民の割合                     | 53.6%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |
| 地域で住民同士の交流が活発に行われている<br>と思っている市民の割合      | 17.0%<br>2016(平成 28)年度 | 50%<br>2028 年度 |
| 地域活動やボランティア活動、ＮＰＯ活動に<br>参加したいと思っている市民の割合 | 37.6%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |

## 政策2 「やってみたい」が実現できる仕組みづくり

---

### (1) 高齢者に役割と居場所があるまちづくり

- 高齢者の経験と知識をまちづくりに活かすため、新たな人材を発掘する仕組みづくりに取り組みます。
- 生涯現役のまちを目指し、高齢者の能力に応じて多様、多彩な就労の機会を、民間事業者と連携し、確保します。

### (2) 若者の想いを支える仕組みづくり

- 学生の社会貢献活動を促進するための教育活動、大学・学生の研究支援等、市内4大学および周辺大学と連携し、大学の持つ知的財産や人材、学生の持つ若い力を生かすための仕組みづくりに取り組みます。
- 地域活動等に積極的な若者（子どもや学生）を応援するため、様々なことにチャレンジすることができる仕組みづくりに取り組みます。
- 学生同士や大学・市民・企業等が相互に連携するための活動拠点を整備します。

### (3) 誰もが意欲に応じて活躍できる地域づくり

- 市民が主体となって行う学習の場を提供し、学んだことを教え合うことにより、出会いの機会が生まれ、人と人がつながるきっかけづくりを行います。また、市民が、学んだことを活かして、地域で活躍できるよう支援します。
- 誰もが起業しやすくするため、地域の課題を市民が主体となって解決することを目指す「コミュニティビジネス」の知識を学ぶ機会の提供や創業の支援に取り組みます。
- 女性の活躍の場を広げるため、働く女性の家事、育児、介護の両立を図るだけでなく、男性がそれらに参画できるようにするため、理解促進に取り組みます。
- 市民や事業者の働く場を守り、市内商工業者を発展させることで、誰もが長く働くことができるよう、市商工会等との連携や支援を通して市内中小企業のサポート体制を構築します。
- 公民館の利用促進を図り、生涯学習に関わる団体や個人が、自主的に活動し、交流機会の充実を図ることができるよう支援します。また、学んだことを地域活動や市民活動に生かすことができるよう支援します。
- 外国人市民が地域の一員として活躍できる多文化共生の地域づくりを推進するため、国際理解や国際交流の促進に取り組みます。
- 誰もが自らの能力を生かし活躍することができるようにするため、性別や世代、国籍等による固定的役割分担や差別の意識の解消を推進する周知活動等に取り組みます。

【関連する個別計画】地域福祉計画、教育振興基本計画、大学連携推進ビジョン4U、生涯学習基本構想、男女共同参画基本計画

■成果指標

| 指標名                                    | 現状値                    | 目標値            |
|----------------------------------------|------------------------|----------------|
| 日ごろ地域社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている市民の割合 | 39.1%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |
| 大学をまちづくりに生かしていると思っている市民の割合             | 26.1%<br>2016(平成 28)年度 | 50%<br>2028 年度 |
| 男女が尊重し合い、協力し合う社会が進んでいると思っている市民の割合      | 13.0%<br>2016(平成 28)年度 | 50%<br>2028 年度 |

## 基本目標 2 子どもが元気に育つまち

### 政策 1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援

---

#### (1) 子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進

- 障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごせるための取組を推進します。また、市の中核的な療育施設として児童発達支援センター（すぎのこ教室を含む）を上郷保育園や上郷児童館と一体的に整備し、支援体制の強化を図ります。
- 保健・保育・福祉・教育等の各機関が適切に連携することで、障がいのある児童に対して、出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を構築します。
- 児童虐待の早期発見・防止を図るため、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、要保護児童等を支援するとともに、支援に関わる職員の専門性の強化を図ります。また、併せて、DV 防止対策の充実を図ります。
- 道徳教育の充実等により、いじめを生み出さない風土をつくとともに、心の相談員やスクールソーシャルワーカーの増員による相談・支援体制の充実を図ります。
- N-ハウスあいにおいて、不登校児童生徒への支援や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等に取り組み、子どもが抱える多様な問題に対応します。
- 子どもの養育や就労、生活等について様々な困難に直面している家庭を総合的に支援し、自立した生活を営むことができるよう取り組みます。
- 園児と児童の交流カリキュラムの充実や職員間の交流研修、保育園・幼稚園、小学校間の情報共有と積極的な就学相談を進め、保育園・幼稚園から就学に向けて、切れ目のない支援に取り組みます。

#### (2) 安心して出産できる環境の充実

- 保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中で、保育園の移転等に合わせて、産後57日目からの産休明け保育の実施に取り組みます。
- 産前・産後の不安や悩みを軽減するため、保健師等による相談体制や産前・産後の支援サービスの充実に取り組みます。

#### (3) 子育て情報の整理と提供

- 子育ての実態や親子の状況に応じた相談事業や妊娠・出産・子育て等に関する情報提供の充実に取り組みます。

【関連する個別計画】子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画、  
ながふく障がい者プラン

■成果指標

| 指標名                         | 現状値                    | 目標値            |
|-----------------------------|------------------------|----------------|
| 安心して子育てができるまちであると思っている市民の割合 | 45.3%<br>2016(平成 28)年度 | 75%<br>2028 年度 |
| 合計特殊出生率                     | 1.55<br>2012(平成 24)年度  | 1.8<br>2028 年度 |

## 政策2 子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり

### (1) 地域の子育てネットワークづくりの推進

- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を推進します。また、地域コーディネーターを中心とした「地域学校協働本部」の立ち上げ、学校の特色や地域の特性を活かした学校運営を行うための「長久手版コミュニティスクール」の設置に取り組みます。
- 子育てを通じた地域ネットワークづくりや地域での高齢者の生きがいづくりを推進するため、保育園と児童館でのおたすけたいの活動を支援します。
- 子育て支援センターや保育園、児童館において、地域で子育ての悩み相談や情報交換、仲間づくりが行える機会を提供するほか、市民活動団体等が行う子育てサロンを支援します。

### (2) 身近な地域で子育てしやすい環境づくり

- 子育て世代とその親世代との同居や近居を促進することで、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

【関連する個別計画】子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画

#### ■成果指標

| 指標名                                             | 現状値                   | 目標値           |
|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|
| 地域に子育てや子どもの教育等について相談できる人がいる、あるいは相談できる場所がある市民の割合 | 24.6%<br>2016(平成28)年度 | 70%<br>2028年度 |

## 政策3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備

---

### (1) 子どもが主体的に学ぶ機会の創出

- 子どもが多様化・複雑化する社会を生き抜く力を身につけられるようにするため、学校教育の充実を図るとともに、自ら考え、学ぶ教育を重視し、「生きる力」を育成します。
- 子どもたちが、身近に文化芸術に触れ、体験することで、多様性や他者への理解を醸成するような文化環境の充実を図ります。
- 子どもの読書活動を推進するため、乳幼児期から本との出会いを支援します。また、中央図書館に児童書を充実させ、保育園・幼稚園から小中学校にかけて成長の場に応じた連携事業に取り組み、読書好きな子どもを増やす環境づくりを推進します。
- 図書館を「多世代の市民が集う世代間交流の場」としての機能を充実させ、市民による子ども達への読み聞かせの場の提供に取り組みます。
- 保育園や学校において、食に対する関心を高め、正しい知識を普及啓発し、食育を充実させます。

### (2) 安心して子どもが過ごせる場の整備

- 待機児童を解消し、安心・安全・快適に過ごせる保育環境を確保するため、上郷保育園の移転に合わせて定員の増加を図り、上郷児童館や児童発達支援センターと一体的に整備します。また、老朽化した長湫東保育園を改築します。
- 小規模保育事業や事業所内保育事業、家庭的保育事業、民間事業者が運営する保育施設を連携保育所等の協力により支援するとともに、待機児童の状況に応じて、民間活力を活かした新たな保育施設（保育所、地域型保育事業）整備の検討に取り組みます。
- 就労等による留守家庭における子ども達の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブおよび学童保育所の受入れ拡充を図ります。
- 生徒数の増加や学校施設の老朽化、社会環境の変化に伴うニーズに対応するため、施設を整備し、安全・安心で快適な教育環境を提供します。
- 保育園での自園調理は、子ども達の五感を豊かにし、心身の成長につながることから、今後改修する保育所では、自園調理を実施できるように取り組みます。
- 子どもの健やかな育ちのため、安全な食材の使用、地場産食材の活用、衛生面に配慮した調理により、安心安全な給食の安定的な提供に取り組みます。

【関連する個別計画】子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画、食育計画

子ども読書活動推進計画

## ■成果指標

| 指標名                              | 現状値                    | 目標値            |
|----------------------------------|------------------------|----------------|
| 小中学校の教育内容や教育環境が充実していると思っている市民の割合 | 28.7%<br>2016(平成 28)年度 | 50%<br>2028 年度 |

## 基本目標 3 みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝物

### 政策 1 万博理念を継承した自然との共生

#### (1) 豊かな自然環境の保全・活用

- 岩作丘陵や大草丘陵、三ヶ峯丘陵、ほとぎの里緑地等に広がる自然を次世代につなぐため、都市緑地法等の活用により、市民と協働で貴重な自然環境の保全に取り組めます。
- 大草丘陵にある平成こども塾周辺の森林や竹林を活用したプレーパークの整備等、自然の中で行う様々な遊びや学びの場となる自然と暮らしの里（木望の森）を創出します。
- 本市の湧水湿地に生息する貴重な動植物を守るため、二ノ池湿地群等での保全活動に取り組めます。
- 生物多様性を保全するためには、多様な主体が地域の自然のあり方について、共通の認識を持つ必要があります。行政上の地域区分を超えた広域での連携や市民、事業者、専門家といった多様な主体で、生物多様性の保全、活用に取り組めます。

#### (2) 自然に愛着を持つ地域づくりの推進

- 自然に愛着を持ってもらうため、市民参加による自然環境調査のほか、平成こども塾での自然体験学習や自然環境情報の発信、地域の高齢者の知識と経験を生かした交流事業の実施、学校と連携したプログラムの充実等に取り組めます。

#### (3) まちの緑の創出

- まちの緑の量を増やし、潤いと安らぎを与えるため、公園や街路樹、保育園、小中学校等の公共の敷地内及び民間の敷地（宅地）内の緑化を推進します。

#### (4) 水辺に親しめる環境の整備

- 市内を流れる香流川において、近自然工法による護岸改修や河川しゅんせつ、植栽を行い、緑と生物に触れ合える空間を創出し、また調整池においては周辺風景に溶け込むよう緑化を推進します。

【関連する個別計画】環境基本計画、香流川整備計画、緑の基本計画、里山プラン、平成こども塾マスタープラン、公園西駅環境配慮型まちづくり基本計画

#### ■成果指標

| 指標名                   | 現状値                   | 目標値           |
|-----------------------|-----------------------|---------------|
| 豊かな自然環境があると思っている市民の割合 | 51.8%<br>2016(平成28)年度 | 75%<br>2028年度 |

## 政策2 農あるくらしの推進

### (1) 農の活性化に向けた支援

- 農の活性化に向けて、市民、NPO 法人、農業者等が取り組む多様な活動を支援するとともに、あぐりん村の再整備等の農業が行いやすい環境づくりに取り組みます。
- 鳥獣による農作物の被害を防止するため、鳥獣被害防止対策を充実します。
- 農業に欠かせない水源を確保、保全するため、ため池、農業用水路などの農業用施設の改修・修繕を推進するとともに、地域での保全管理の取組を支援します。
- 身近に農に触れることができる環境を活かして、地元農産物を積極的に活用した保育園・学校給食の提供やあぐりん村への出荷販売を拡充します。また、農の6次産業化に向けた取組を支援します。
- 環境への負担を軽減し、安全な農産物を提供するため、地域特性に応じた農業を推進します。

### (2) 農の多様な担い手の育成

- 市内の農に関わるあらゆる取組を応援する「(仮称)長久手アグリサポートセンター」を設立し、農地のマッチングをはじめとする農業後継者や新規就農者の確保、育成に取り組みます。
- 「農」の多様な担い手を増やし、耕作放棄地を減らすため、新規就農への支援や、企業等による法人の農業参入を推進します。また、農業を活用した障がいのある人の雇用機会の創出(農福連携)や、農地を活用した地域づくりを支援します。

【関連する個別計画】 田園バレー基本計画、農業振興地域整備計画、食育推進計画、鳥獣被害防除計画

#### ■成果指標

| 指標名               | 現状値                   | 目標値           |
|-------------------|-----------------------|---------------|
| 農業の振興が行われている市民の割合 | 25.3%<br>2016(平成28)年度 | 50%<br>2028年度 |

## 政策3 地球にやさしい持続可能な社会の構築

### (1) 暮らしの低炭素化の推進

- 市の公共施設を新設・建替する際には、積極的に再生可能エネルギーを導入するとともに、低炭素化に資する建築資材の利用促進や敷地内緑化等の環境に配慮した施設整備を図ります。
- 公園西駅周辺地区では、環境配慮型のまちづくりを先導的に進め、低炭素社会に向けた取組を推進します。
- 地球環境、経済、社会の課題解決につながるよう、地球温暖化対策の推進に向けた取組を普及啓発し、既存住宅のゼロエネルギー化に取り組みます。
- 低炭素な暮らしの実現のため、民間の敷地（宅地）内の緑化推進や環境に配慮した車両の導入等に取り組みます。
- 低炭素まちづくりの取組を推進するため、二酸化炭素の削減量を可視化し、市民の消費活動や市の低炭素に向けた施策の啓発に取り組みます。

### (2) ごみの減量化・資源化

- 資源回収拠点の充実を図るため、地域が民間事業者と連携して行う資源回収を支援します。
- 循環型社会の構築に向けて、ごみ・資源の収集・処理方法のより一層の充実を図り、ごみの減量化・資源化を推進します。

【関連する個別計画】環境基本計画、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画、公園西駅環境配慮型まちづくり基本計画

#### ■成果指標

| 指標名                          | 現状値                   | 目標値           |
|------------------------------|-----------------------|---------------|
| 低炭素で、環境美化意識の高いまちでと思っている市民の割合 | 31.5%<br>2016(平成28)年度 | 50%<br>2028年度 |
| ごみの減量化・資源化が進んでいると思っている市民の割合  | 47.0%<br>2016(平成28)年度 | 70%<br>2028年度 |

## 基本目標 4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち

### 政策 1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり

---

#### (1) くらしを支える生活基盤の充実

- 支援が必要な高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるようにするため、医療・介護・福祉事業者、民間企業、地域住民、行政等地域の多様な主体が連携した支援体制を構築します。
- 生活困窮者の生活の安定と自立に向けて、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を活用するとともに、多機関協働相談支援の体制を整備します。
- 障がいのある人の外出や社会参加の機会の創出と地域で暮らすための支援を推進します。
- 障がいのある人が安心して生活できるよう、災害等の緊急時の対応システムや障がいの特性に応じた意思疎通の支援体制等を構築します。
- 市内の介護事業所職員の人材不足を解消するため、必要な介護サービス人材を確保するための支援を行います。
- 外国人市民が地域の一員として生活できるように、多文化共生社会の実現を促進し、支援体制を構築します。

#### (2) 地域と一体となった防災力の向上

- 災害時に地域で助け合える環境をつくるため、地域防災を担う人材育成や自主防災組織による講習会の支援等の地域主体の防災活動を促進します。
- 災害時に緊急車両等の通行に支障が生じる恐れのある狭隘道路や、地震による倒壊や火災の延焼の恐れのある古い木造住宅等が密集する地域は、地域の状況に合わせた整備計画を検討し、地域住民の協力を得ながら、狭隘道路の拡幅整備や必要な防災対策を進めていきます。特に、緊急車両が進入できない地区には、初期消火等を地域で行える仕組みづくりを推進します。
- 災害時に市民が迅速かつ的確に行動できるようにするため、市民に対し緊急情報を伝達できるシステム等の整備を図ります。
- 地域の安全確保のため、消防団の防災対応力の向上を図ります。
- 市民が利用する施設や防災上重要な施設については、優先的に安全確保の対策に取り組めます。また、災害発生時に避難所となる施設において、避難所機能の強化を図ります。
- 台風等の豪雨時に河川や道路等の水位や状況を確認し、増水時に適切な判断ができるよう取り組みます。
- 災害・消防・救助時において、適切かつ迅速に対応するため、尾三消防組合と連携します。
- 地震による建築物および工作物の被害や財産損失の軽減を図るため、国・県等と連携しながら耐震化及び減災化に取り組めます。

- 災害に備えて、市民が適切な行動をとれるよう啓発活動を行い、「自分の身は自分で守る」という意識づけを行い、市民が適切な行動を取れるよう啓発活動に取り組めます。

### (3) 交通安全・防犯の推進

- 人口増加や都市化が著しい本市において、治安や生活環境の変化に対する不安を解消するため、新たな交番の設置に向けた誘致に取り組めます。
- 犯罪のない安心で安全に暮らせるまちにするため、市民一人ひとりが防犯意識を高め、地域で自主的な防犯活動に取り組む等、防犯に対する地域力を高めるまちづくりを推進します。
- 高齢者や児童、生徒等の交通安全意識を向上させ、交通ルールが遵守されるよう啓発するとともに、道路環境を一層整備し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【関連する個別計画】地域福祉計画、ながふく障がい者プラン、地域防災計画  
耐震改修促進計画

#### ■成果指標

| 指標名                                  | 現状値                    | 目標値            |
|--------------------------------------|------------------------|----------------|
| 高齢者が安心して暮らせるまちであると思っている市民の割合         | 29.0%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |
| 障がいのある人にとって暮らしやすいまちに進んでいると思っている市民の割合 | 18.5%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |
| 災害に強いまちであると思っている市民の割合                | 25.1%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |
| 地域の防犯力が高まっていると思っている市民の割合             | 27.1%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |

## 政策2 地域の課題をみんなで解決

### (1) 市民による助け合い・支え合いの地域づくりの推進

- 市民が主体的に地域の課題を把握し、解決する地域づくりを推進するための仕組みづくりを行うとともに、概ね小学校区単位で地域活動団体、市民活動団体その他の団体および個人が連携するまちづくり組織の設立、活動を支援します。また、解決を急ぐ必要のある課題等には、当面の間、地区社協の場で解決できるよう支援します。
- ご近所同士の助け合い、支え合い、つながりがある地域をつくるための話し合いの場づくりを支援します。
- 市民が主体的に地域の課題を解決する地域づくりを推進するため、高齢者の日常生活の軽度な困りごとを支援するワンコインサービスを充実します。
- 市民が市民の悩みを聞いたり、一緒に考えたり、困りごとを市民が主体的に解決できるような地域づくりを推進します。

### (2) 市民が気軽に身近で相談できる場づくり

- 市民主体では解決できない複雑で複合的な課題には、専門の関係機関、部署が連携、共同する相談体制を構築し、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる包括的な仕組みを充実させます。
- 市民が困りごとや心配ごとを気軽に、身近な地域で相談できる場や機会を設け、市民の困りごとをいち早く把握できるよう取り組みます。

【関連する個別計画】地域福祉計画、ながふく障がい者プラン、  
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、健康づくり計画

#### ■成果指標

| 指標名                            | 現状値                   | 目標値           |
|--------------------------------|-----------------------|---------------|
| 地域での支え合いが行われていると思っ<br>ている市民の割合 | 19.3%<br>2016(平成28)年度 | 70%<br>2028年度 |

## 政策3 いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進

---

### (1) 市民の健康づくり

- 健康寿命の延伸を目的に、若い世代から健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見、重症化予防、心の健康づくりを推進するとともに、地域で支え合い、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。
- 誰もが気軽に健康相談ができるようにするため、地域への保健師の派遣活動を充実します。また、その他の困り事について相談を受けた際には、関係部署と連携して支援します。
- 子どもから大人まで、運動を始めとする健康づくりを支援します。特に、スポーツと関わりが少なかった市民が、健康に関心を持ち、気軽にスポーツを楽しんでもらうよう取り組みます。
- 健康づくりの推進を図るため、地域の大学と連携し、健康に関する専門的な情報を活用した健康づくりを推進します。
- 食生活の改善を推進し、生活習慣病の発症予防を図るため、若い世代を中心とした食に対する意識啓発に取り組みます。

### (2) 介護予防の推進

- 市民が要介護になることを防ぎ、いつまでも健やかに自分らしく暮らせるようにするため、市民や民間事業者等の多様な主体による健康づくりサービスの創出を支援します。
- 認知症の人を支えるだけでなく、認知症の人に寄り添いながら、ともに生活する環境を整えるため、認知症に関する正しい知識の普及や、認知症の人とその家族にやさしい環境づくりに取り組みます。
- 調理等日常生活に支障のある一人暮らしの高齢者等の健康の保持、食生活の改善、日常生活の助長を図るとともに、安否確認を行うため、給食の宅配を充実させます。

### (3) 健康づくりの環境の整備

- 市民の健康づくりのため、現市役所周辺において、市庁舎の建て替えと併せて整備する健康スポーツ拠点に、健康づくりの中核となる機能を設置します。
- 福祉の家において、健康増進施設機能等を強化する再整備を行います。また、既存施設についても民間事業者の活力導入による運営転換、施設の集約化等を図ります。
- 健康スポーツ拠点と、既存のスポーツ施設、福祉の家、愛知医科大学等の健康づくりに関連のある施設との連携を図り、市全体の健康づくりを充実させます。

【関連する個別計画】 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、健康づくり計画

■成果指標

| 指標名  | 現状値                                     | 目標値           |
|------|-----------------------------------------|---------------|
| 健康寿命 | 男性 79.7 歳<br>女性 83.5 歳<br>2013(平成 25)年度 | 延伸<br>2028 年度 |

### 政策 1 まちの資源を活かした市民同士の交流の促進

---

#### (1) 歴史の次世代への継承

- 国指定史跡長久手古戦場をはじめとする市内に点在する史跡を保存継承し、古戦場公園一帯を、歴史の学びの場、体験の場、交流の場、フィールドミュージアムの拠点として再整備します。また、市民による公園の管理運営を推進します。
- ふるさとの景観を残すため、市内に現存する古民家を保存し、地域のくらしを後世に伝え、市民が交流する場として活用します。
- 市内には、多数の古窯が点在しているため、これを保存活用し、次世代に継承します。特に、「丁子田1号窯」及び「市ヶ洞1号窯」周辺の「ほとぎのさと」を飛鳥時代に思いを馳せることができる地域活動の場として活用します。
- 本市の伝統文化である棒の手、警固祭り等の大切な文化財の保存、継承を通して、市民の交流を広げるとともに、市内にある物語や伝承を記録し、地域に伝わる民俗芸能の保存活動を推進します。
- 本市の郷土史や行政史に関する図書資料等を収集、保存して次世代に伝えます。収集した図書資料等は、情報提供や調査援助（レファレンスサービス）を行って有効活用できるよう取り組みます。

#### (2) 文化芸術による交流

- 文化芸術の分野と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野を連携させることで、地域社会の支え合いやコミュニティの絆づくり等に文化芸術を生かす仕組みや環境づくりに取り組みます。
- 質の高い芸術鑑賞や、市民の主体的な文化芸術活動の支援、地元の資源を活用した大学連携や創造スタッフ・地元アーティストとの協働等、芸術を身近に感じることができる取組を積極的に展開することで、本市に暮らすことが誇りに思えるようなアートのまちづくりを推進します。
- 年齢・性別・国籍・社会的状況等に関わらず、あらゆる市民が、身近な場所で、様々なジャンルや形態の文化芸術に触れ、体験することができる文化環境の充実を図ります。

#### (3) スポーツを楽しむ環境の整備

- スポーツによる交流を促進するため、市役所周辺において、市民の健康寿命の延伸や生活習慣の改善等の健康づくりの機能を備えた健康スポーツ拠点の整備を行い、民間事業者の活力導入による運営を目指します。

- スポーツの杜の公有地化を図り、屋外スポーツの拠点として、施設の集約及び機能強化のための拡充を目指します。
- スポーツを身近に体感でき、楽しみ、親しみ、触れることができるものとするため、スポーツ教室等を市民が主体的に運営することができる体制を構築します。
- スポーツを「健康長寿の原動力」とするため、特に、スポーツや健康に関心が低い人に対して、健康で長生きすることの素晴らしさを啓発し、持続的に健康づくりへの参加を促進します。

【関連する個別計画】 史跡長久手古戦場保存活用計画、文化芸術マスタープラン、スポーツ推進計画

## ■成果指標

| 指標名                             | 現状値                    | 目標値            |
|---------------------------------|------------------------|----------------|
| 文化・芸術に親しむ機会や場が充実していると思っている市民の割合 | 42.0%<br>2016(平成 28)年度 | 75%<br>2028 年度 |
| スポーツ施設や活動が充実していると思っている市民の割合     | 27.5%<br>2016(平成 28)年度 | 50%<br>2028 年度 |

## 政策2 観光交流まちづくりの推進

### (1) 観光交流スタイルの確立

- リニモ長久手古戦場駅北側のリニモテラスにおいて、「観光交流」をはじめ、「大学連携」「子育て支援」「多文化共生」をテーマとし、新たなつながりが生まれる場を整備することで、賑わいを創出します。
- ジブリパークの開業を本市の観光交流活性化の契機ととらえ、市内外からの来訪者が市内の各観光施設を回遊して楽しめるよう取り組みます。
- 長久手らしさや地域の魅力を活かした観光による地域づくりを推進するため、市内の新たな魅力や地域資源を発掘し、市観光交流協会を基軸に有機的に結びつけることで、本市独自の魅力的な観光交流を展開します。また、社会のニーズに即した観光振興に取り組みます。
- 他自治体と地域間を超えた連携を行い、観光資源や歴史的・文化的資源を結び、文化、観光、産業、青少年の交流を推進します。

### (2) 魅力が広がる情報発信

- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとする様々な情報媒体を活用し、観光交流情報の効果的な情報発信に取り組みます。

#### 【関連する個別計画】観光交流基本計画

#### ■成果指標

| 指標名                         | 現状値                   | 目標値           |
|-----------------------------|-----------------------|---------------|
| 観光イベントや交流が充実していると思っている市民の割合 | 26.0%<br>2016(平成28)年度 | 50%<br>2028年度 |

## 基本目標 6 あえて歩いてみたくなるまち

### 政策 1 外出しやすい環境の整備

#### (1) 公共交通の利便性の向上

- 運転免許返納者や既存の公共交通で移動が困難な高齢者等に対応するための公共交通サービスを提供します。
- 公共交通の利用促進のため、移動ニーズに対応した公共交通ネットワークの構築やコミュニティバスの効率的な運行を推進します。

#### (2) 安心して移動できる道路の整備

- 道路の交通安全対策の強化のため、歩道や生活道路の整備を充実することにより、歩行者や自転車の安全を確保し、市民が安心して通行できる道路を整備します。
- 県道のバイパス機能の充実に図るための主要地方道瀬戸大府東海線の整備促進や主要地方道春日井長久手線の延伸要望、渋滞対策のための前熊一ノ井地内のバイパス道路を整備します。
- 誰もが安全で快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化を推進するとともに、狭隘道路の拡幅整備を行います。

#### 【関連する個別計画】 地域公共交通網形成計画

#### ■ 成果指標

| 指標名                          | 現状値                    | 目標値            |
|------------------------------|------------------------|----------------|
| 公共交通機関による移動が便利であると思っている市民の割合 | 35.3%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |

## 政策2 暮らして心地よい生活環境の形成

---

### (1) リモ沿線の市街地整備

- 長久手中央地区では、土地区画整理事業により、商業施設、駅前広場、公園等の都市機能が集積する複合拠点を含めた新たな都市核を形成します。
- 公園西駅周辺地区では、土地区画整理事業により、交通利便性を生かしながら、環境配慮型のまちづくりを先導的に進め、低炭素社会に向けた土地利用の展開を図ります。

### (2) 都市基盤施設の充実

- 良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、現市役所周辺において、健康づくり機能を備えた総合体育館の整備と併せて市庁舎等の建て替えを行い、都市機能が集積する複合拠点を整備します。
- 下山地区では、土地区画整理事業により、優れた立地条件を生かした新たな住宅地の形成を図ります。
- 市民の憩いの場を確保するため、誰もが気軽に利用できる特色ある公園・緑地を整備します。また、市民のニーズを鑑みて卯塚墓園を拡張していきます。
- 公園については多様な世代の利用者のニーズを把握したうえで、地域活動や市民活動を行うための新たな管理方針を検討し、地域のコミュニティの場を目指します。
- 快適な生活環境を形成するため、新たな整備手法を検討しながら、計画的に下水道等を整備します。
- 老朽化した都市基盤施設等の長寿命化を図るため、適切な修繕を行います。

### (3) 良好な住環境の形成

- 魅力ある長久手らしい景観を形成するため、景観計画を策定し、建築物や屋外広告物等の工作物の設置に対する運用方法を定める条例を制定することにより、景観まちづくりを推進します。
- 歩いて外出する市民を増やすため、道路に緑を増やし、木陰等で休憩しながら楽しく歩ける環境づくりに取り組みます。
- 高齢者をはじめ多様な世代の人が、歩いて暮らすことができる環境を整備するとともに、日用品の買い物の利便性向上等、必要なサービスを享受することができる暮らしやすい居住環境を備えた土地利用の誘導を図ります。
- 今後発生が懸念される空き家の有効活用および周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家への対応について、方策を検討します。

【関連する個別計画】土地利用計画、都市計画マスタープラン、  
公園西駅環境配慮型まちづくり基本計画、各施設の長寿命化計画

■成果指標

| 指標名                          | 現状値                    | 目標値            |
|------------------------------|------------------------|----------------|
| 道路や上下水道等の基盤が整っていると思っている市民の割合 | 59.3%<br>2016(平成 28)年度 | 75%<br>2028 年度 |
| 良好な都市景観がつくられていると思っている市民の割合   | 44.2%<br>2016(平成 28)年度 | 70%<br>2028 年度 |

## 基本目標 7 市民から信頼される市政の運営

### 政策 1 効果的かつ効率的な市政運営

---

#### (1) 将来を見据えた財政運営と公共施設の計画的な管理

- 将来を見据えた中長期的な財政計画を踏まえ、行政評価を活用した計画的な事業実施により財政の健全化を図ります。また、市有財産の有効活用やクラウドファンディング等の手法を用いて安定した財源の確保に努めます。
  - 公共施設の使用料や手数料等については、受益者負担の適正化を図るため、適宜見直します。
  - 公共施設やインフラ資産等の新設・更新・維持等について、将来世代への過大な負担としないため、公共施設等総合管理計画に基づいた総合的かつ計画的な管理に取り組みます。
- 統一的な基準による地方公会計の活用等により、市財政状況の見える化を進め、財政マネジメントの強化に取り組みます。

#### (2) 他自治体との連携や民間事業者の活力導入

- 行政にはない知見や活力をまちづくりに生かすため、PFI等の公民連携を目指します。
- 効率的な行政運営のため、民間委託等によるアウトソーシングを推進します。
- 広域的な課題や共通の研究目的等に対応するため、近隣の他自治体等との連携を推進します。

#### (3) 行政情報の適切な管理と活用

- GIS（地理情報システム）を活用し、市政に関する様々な情報を一元的に管理することにより、市民サービスの向上につなげます。
  - 急速に進歩するICT（情報通信技術）の積極的な活用を図り、効率的・効果的な双方向の情報発信を推進します。
- 市民から信頼される市政運営を行うため、積極的に行政情報の公開を推進するほか、情報セキュリティの強化対策を行い、個人情報等の適切な情報管理を行います。
- 市政に関する情報を、広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の多様なメディアの特性を活かし、必要としている人に効果的に届けます。

【関連する個別計画】 中期財政計画、公共施設等総合管理計画、行政改革指針

## 政策２ 柔軟な市政に向けた仕組みづくり

---

### （１） 市民ニーズへの対応

- 職員が、地域に出て、多様な市民と対話を積極的に行い、地域の課題を把握することにより、市民自らが地域の課題を解決することを支援します。また、地域活動や市民活動を行っている市民同士をつなげる能力を向上させるための人材育成に取り組めます。
- 常に職員、組織が連携して取り組むことを意識して、複数の分野にまたがる課題に対しては、分野横断的に対応できるよう取り組みます。
- 職員は、社会情勢の変化を的確に把握し、成果の検証と改善を意識して、事業に取り組めます。
- 概ね小学校区単位で市民サービスを享受できる仕組みについて、検討します。

【関連する個別計画】 人材育成基本方針、行政改革指針

## 第5章 「ながくて未来図」の推進

### 1 「市民主体のまちづくり」の実現に向けて

2050年には老若男女がまちづくりに関わるのが当たり前となり、「市民主体のまちづくり」が実現するよう、「ながくて未来図」の推進においても、各施策の実施にあたって、以下の点を念頭において進めていきます。

#### （１）市民が「知り合う」きっかけをつくる

「市民主体のまちづくり」実現のためには、まずは、市民同士が知り合い、つながることが大前提となります。そのため、「ながくて未来図」の推進においては、その過程で、「あいさつ運動」等の地域でのあいさつや声かけが活発となるような取組を、まずは職員が率先して取り組み、地域へ広げていきます。

また、各計画づくりにおいても、計画づくりの過程を通して市民同士が知り合い、つながることが重要であると考え、市民が最初から参加し、様々な意見を出し合い、対話し、交流できる場づくりに努めます。

しかし、様々な考えを持つ多様な市民が集まり、対話を繰り返すことは、時間がかかることが想定されます。そのことを念頭に、時には時間をかけ、対話を繰り返し、多くの市民を巻き込み、市民同士が知り合うきっかけをさらにつくっていきます。

#### （２）概ね小学校区単位での「顔の見えるまちづくり」の推進

市全体では、地域ごとに差がある課題を画一的にとらえるしかなく、個々の課題に対応することが難しい場合があります。そのため、「ながくて未来図」の推進においては、その過程で、概ね小学校区単位でのまちづくりを意識し、地域の課題は地域で解決できるように取り組み、一人ひとりに寄り添うことができ、顔の見える関係を構築します。

#### （３）市民に役割を担ってもらう

「市民主体のまちづくり」実現のためには、市民に役割を担ってもらうことが重要となります。そのため、「ながくて未来図」の推進においては、その過程で、各施策に基づく事業の実施について、市民の力で実施が可能と思われる事業は、順次、市民や地域活動団体、市民活動団体に担ってもらいます。

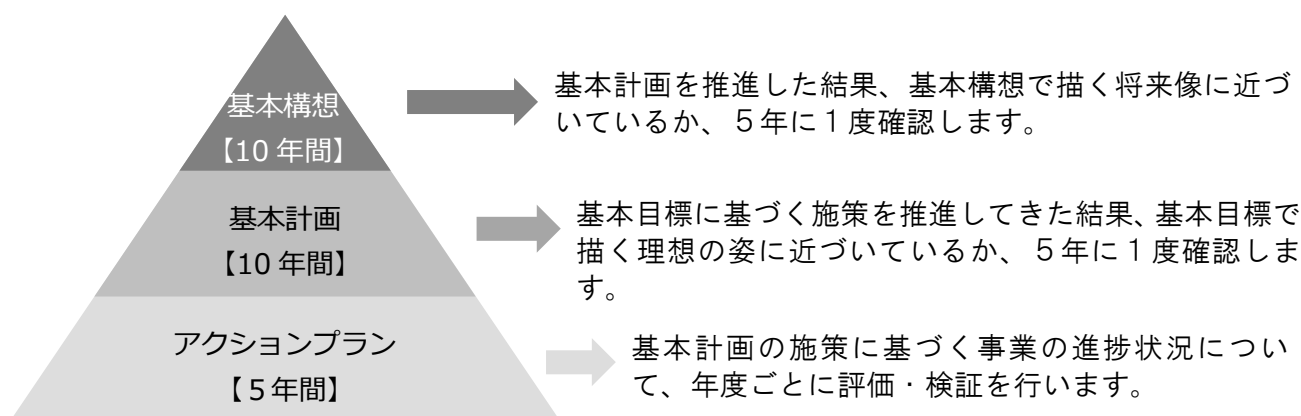
また、事業の実施を市民や地域活動団体、市民活動団体に担ってもらうことが難しい場合についても、部分的に役割を担ってもらえるよう、事業の実施方法を工夫します。

## 2 進行管理について

総合計画を効果的かつ計画的に推進するため、計画体系ごとに進捗状況を把握し、進捗管理を行います。

また、アクションプラン事業に新しい要素を加えたり、見直しを行ったりすることで、柔軟な計画の推進を図ります。

(1) 計画体系に沿った進行管理



## ■進行管理のサイクル

■進行管理のサイクル

2026に進捗状況の把握

|          | 2019                  | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024       | 2025 | 2026     | 2027 | 2028 |
|----------|-----------------------|------|------|------|------|------------|------|----------|------|------|
| 基本構想     | 計画期間（10年）             |      |      |      |      |            |      |          |      |      |
|          | 2022～2023にかけて、進捗状況の把握 |      |      |      |      |            |      | 次期計画策定期間 |      |      |
| 基本計画     | 計画期間（10年）             |      |      |      |      |            |      |          |      |      |
|          |                       |      |      |      |      |            |      | 次期計画策定期間 |      |      |
| アクションプラン | 結果を踏まえ、改訂             |      |      |      |      |            |      |          |      |      |
|          | 前期計画期間（5年）            |      |      |      |      | 後期計画期間（5年） |      |          |      |      |
|          | 結果を踏まえ、改訂             |      |      |      |      |            |      |          |      |      |
|          | 毎年評価・検証               |      |      |      |      |            |      |          |      |      |

## （２）進行管理方法について

### ア 指標の設定

進行管理を行うために、計画体系ごとに指標を設定します。

|          | 指標名   | 説 明                                                                                                                                                                                                |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本構想     | 全体指標※ | 基本構想で描く将来像に近づいているかを確認するための「幸せな長久手につながる人とまちの状態を表した」指標。<br>《指標》<br>・ 日頃から笑顔で生活ができていると感じている<br>・ 日頃から近所の人にあいさつをする、される習慣がある<br>・ 自分がこのまちの一員である（役割がある）と感じられる<br>・ 地域に愛着がある<br>・ 近所で声をかけ合って、頼り、頼られる関係がある |
| 基本計画     | 成果指標  | アクションプランを推進した結果、「政策」で目指す目標に近づいているかを図る実績数値による定量的な指標。<br>《指標例》<br>・ 過去３年間に地域活動に参加した市民の割合<br>・ 合計特殊出生率                                                                                                |
| アクションプラン | 活動指標  | アクションプラン事業の実施状況を把握するための取組ごとに設定する指標。<br>《指標例》<br>・ ○○事業の参加者数<br>・ ○○事業における地域での相談受付件数                                                                                                                |

### イ 進行管理の方法

- 基本構想及び基本計画については、５年に１度実施する市民意識調査の中で、それぞれに掲げた指標の数値を確認し、進捗状況を把握します。
- アクションプランについては、行政評価と連動し、毎年、活動数値を把握し、評価・検証を行います。また、基本構想および基本計画の進捗状況を踏まえ、５年に１度全面的に見直します。

#### ※全体指標の設定にあたって

2018（平成28）年度に、市民と職員がともに、長久手をもっと住みやすく、幸せなまちにするために何が必要かを考え、「ながくて幸せのモノサシ」を定めました。その中の「幸せな長久手につながる人とまちの状態」を表す８つの指標から、将来像の実現に向けて、特に必要だと考えられる指標を、５つ選び「全体指標」として設定しました。